

令和4年第4回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 令和4年11月30日 午前10:00

○散 会 午後 3:04

○出席議員（18名）

1番 菅 原 理恵子	2番 鈴 木 壮 二	3番 藤 原 仁 美
4番 戸 田 俊 樹	5番 佐 藤 義 久	6番 澤 井 昭二郎
7番 堀 井 克 見	8番 藤 原 典 男	9番 中 川 光 博
10番 鈴 木 司	11番 菅 原 秀 雄	12番 石 井 和 人
13番 西 村 武	14番 鏡 仁 志	15番 菅 原 龍太郎
16番 伊 勢 潤	17番 佐 藤 敏 雄	18番 小 林 悟

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 千 葉 秀 樹
市民生活部長 菅 生 司	福祉保健部長兼福祉事務所長 筒 井 弥 生
教 育 部 長 澁 谷 豊	総 務 課 長 古 仲 淳
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 強
市 民 課 長 内 田 倫 雄	子育て応援課長 伊 藤 佐和子
商工観光振興課長 鈴 木 和 徳	上下水道課長 澁 谷 比奈子
教育総務課長 斉 藤 栄 子	文化スポーツ課長 石 井 幸 子

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 国 栄	議会事務局次長 宮 崎 久 春
----------------	-----------------



令和4年第4回潟上市議会定例会日程表（第1号）

令和4年11月30日（1日目）午前10時00分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長、教育長）
- 日程第 5 報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 6 議案第53号 潟上市上下水道事業経営審議会設置条例（案）について
- 日程第 7 議案第54号 潟上市職員の高齢者部分休業に関する条例（案）について
- 日程第 8 議案第55号 潟上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第56号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）について
- 日程第10 議案第57号 潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第58号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第59号 潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第13 議案第60号 潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第14 議案第61号 潟上市下虻川財産区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について
- 日程第15 議案第62号 潟上市墓地公園設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第16 議案第63号 潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第17 議案第64号 潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 1 8 議案第 6 5 号 潟上市飯田川保健福祉センター設置条例を廃止する条例  
(案) について
- 日程第 1 9 議案第 6 6 号 秋田県及び潟上市における生活排水処理事業の運営に係る  
連携協約の締結に関する協議について
- 日程第 2 0 議案第 6 7 号 潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 1 議案第 6 8 号 井川町・潟上市共有財産管理組合理約の一部変更について
- 日程第 2 2 議案第 6 9 号 令和 4 年度潟上市一般会計補正予算 (第 7 号) (案) につ  
いて
- 日程第 2 3 議案第 7 0 号 令和 4 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 3 号) (案) について
- 日程第 2 4 議案第 7 1 号 令和 4 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 3 号) (案) について
- 日程第 2 5 議案第 7 2 号 令和 4 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算  
(第 3 号) (案) について
- 日程第 2 6 議案第 7 3 号 令和 4 年度潟上市水道事業会計補正予算 (第 3 号) (案)  
について
- 日程第 2 7 議案第 7 4 号 令和 4 年度潟上市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)  
(案) について
- 日程第 2 8 予算特別委員会の設置について
- 日程第 2 9 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 3 0 同意第 3 号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について
- 日程第 3 1 陳情第 8 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため  
国に意見書提出を求める陳情
- 日程第 3 2 陳情第 9 号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者  
の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情
- 日程第 3 3 陳情第 1 0 号 介護保険制度の改善を求める陳情書
- 日程第 3 4 陳情第 1 1 号 学校部活動の地域移行に関する陳情書
- 日程第 3 5 陳情第 1 2 号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政  
府に送付することを求める陳情書

日程第 3 6 陳情第 1 3 号 米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情

日程第 3 7 陳情第 1 4 号 再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情



午前10時00分 開会

○議長（小林 悟） おはようございます。傍聴席の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回潟上市議会定例会を開会します。

なお、産業振興部長及び建設部長から、体調不良により欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

**【日程第1、会議録署名議員の指名】**

○議長（小林 悟） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、14番 鑑 仁志議員、15番 菅原龍太郎議員を指名します。

**【日程第2、会期の決定】**

○議長（小林 悟） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの17日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの17日間に決定しました。

**【日程第3、諸般の報告】**

○議長（小林 悟） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付したとおりであり、朗読、説明は省略します。

**【議会運営委員会の報告】**

○議長（小林 悟） 次に、議会運営委員長からの報告を行います。7番 堀井議会運営委員長。

○議会運営委員長（堀井克見） 皆さんおはようございます。

話しづらいので、大変恐縮ですがマスク取って皆さんにお話ししますので、ご容赦いただきたいと思います。先ほど議長の了解も得ましたので、よろしく願いいたします。

それでは、私の方から、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は11月22日に、提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局から説明員として副市長及び総務部長の出席のもとに開催しております。

11月28日には、一般質問、陳情の取扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委員、正副議長の出席のもとに開催をしてあります。

本定例会の運営について皆様に申し上げます。

はじめに、予算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定となっております。その後、8日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査をする予定でございます。

また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告、質疑、討論、採決の順に行う予定となっております。

なお、予算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員においては、本会議と同様の扱いといたしますので、宜しくお願いをいたします。

次に、議案審査について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。

なお、報告第10号、議案第68号及び同意第3号は、初日の審査となりますので、宜しくお願いいたします。

陳情について申し上げます。

陳情においては、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の各常任委員会へ付託となっておりますので、宜しくお願いをいたします。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問については、今回は8名の通告者がございました。抽選の結果、12月6日火曜日でありますけれども、1番目に16番伊勢 潤議員、2番目に3番藤原仁美議員、3番目に10番鈴木 司議員、4番目に15番菅原龍太郎議員、12月7日水曜日の1番目に8番藤原典男議員、2番目に5番佐藤義久議員、3番目に12番石井和人議員、4番目に1番菅原理恵子議員、以上のとおりとなりましたので、宜しくお願いをいたします。

なお、議場における自席での発言についてでありますけれども、新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、現状のまま運営いたしますので、引き続き、ご協力くださいますようお願い申し上げます。現状のままというのは座ったまま、それからマスクをしたままということですので、皆さんで確認をさせていただきます。

次に、常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも12月8日木曜日でありますけれども、特別委員会全体会終了後からの開会となりますので、宜しく願いいたします。

以上申し上げまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林 悟） これで諸般の報告を終わります。

#### 【日程第4、行政報告（市長、教育長）】

○議長（小林 悟） 次に、日程第4、行政報告を行います。

はじめに、市長の行政報告を行います。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） おはようございます。

本日ここに、令和4年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出議案の審議に先立ち、第3回定例会以降の市政に関わる主な事項の報告と、提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、秋篠宮皇嗣妃殿下のお成りについて申し上げます。

社会福祉法人恩賜財団母子愛育会総裁を務める秋篠宮皇嗣妃殿下が、10月11日、市民センター「かたりあん」において、潟上市愛育会の活動を御視察されました。8組の親子が参加したおもちゃの工作教室では、子どもたち一人一人にお声をかけられるなど、とても和やかな雰囲気の中で交流されました。

その後、潟上市郷土文化保存伝習館をご視察され、石川翁が遺した資料をご覧になりながら、地域の農業の歴史や文化に理解を深められました。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。

10月2日から12歳以上のワクチン接種希望者に対し、オミクロン株対応ワクチンに切り替えて追加接種を実施しており、11月28日現在、集団と個別接種によるオミクロン株対応ワクチンの接種者は8,630人で、接種率は29.4パーセントとなっております。

また、生後6か月から4歳までの乳幼児を対象とした新型コロナワクチンが薬事承認されたことを受け、11月21日から個別接種を開始しており、12月22日から集団接種を開始してまいります。

今後も医師会や医療機関等と連携を図りながら、市民の皆様が安心してワクチンを接種できるよう万全を期してまいります。

次に、支える力！かたがみ生活応援給付金事業について申し上げます。

原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けている世帯の負担軽減を図るため実施しておりました「支える力！かたがみ生活応援給付金事業」の支給期間が終了し、これまで1万3,542世帯に対して1億6,250万4,000円の給付金を支給し、支給率は95.4パーセントとなりました。

今後も国及び県の動向や物価高騰等による生活者への影響を注視しながら、必要に応じて各種施策を展開してまいります。

次に、洋上風力発電について申し上げます。

昨年9月に海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づく「有望な区域」として選定されておりました、本市沖を含む「男鹿市、潟上市及び秋田市沖」は、本年9月30日付で洋上風力発電施設を優先的に整備する「促進区域」として経済産業省と国土交通省の両省により指定されております。

今後は、国による「一般海域における占用公募制度の運用指針」の改定や「公募占用指針」の策定を経て、当該促進区域内海域において、海洋再生可能エネルギー発電事業を行うべき者を選定するための公募が行われることとなります。

次に、秋田県との生活排水処理事業に関する事務の連携について申し上げます。

県では、市町村の下水道事業をはじめとする生活排水処理施設を維持し継続的に事業運営していくためには、施設管理、経営管理、運営体制の整備が急務であるとし、各自治体の状況に応じ当該事務をサポートする広域補完組織（官民出資株式会社）を市町村と連携して設立・運営する方針としております。

この広域補完組織の設立・運営は、県と市町村が連携して事務処理を行うこととしており、関連する議案を本定例会に提出しております。

次に、潟上市天王ふれあい交流センター（天王温泉くらら）について申し上げます。

現在、温泉での営業を中止し、沸かし湯（白湯）で営業しております天王温泉くららにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や世界情勢の劇的な変化による

原油価格の高騰による影響を受け、必要な利用料金の改定及びレストランや厨房などの遊休スペースの有効活用を目的とした条例改正（案）を本定例会に提出しております。

次に、下虻川財産区の廃止について申し上げます。

下虻川財産区には、新たな収入がなく、これまで財政調整基金を取り崩しながら所有財産である墓地の維持管理を行ってまいりました。年々、基金残高が減少し、今後の維持管理が困難になったことから、年度末をもって所有する財産を潟上市へ譲与する旨の申し出がありました。

財産区は所有する財産等を全て処分し、その所有権を喪失した際には消滅することになるため、本定例会には潟上市下虻川財産区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例（案）のほか、潟上市墓地公園設置条例の一部改正（案）を提出しております。

次に、市職員の定年年齢の延長について申し上げます。

平均寿命の伸長や少子高齢化に伴い生産年齢人口が減少する中、複雑高度化する行政課題への的確に対応するため、高齢期の職員を活用しながら、次世代に知識、技術、経験等を継承していくことが必要となっております。こうした時代の要請を捉えた、地方公務員の定年の引上げ及びこれに伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、本市職員の定年年齢を令和5年度に61歳とし、その後、2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度には65歳にするとともに、60歳到達後初の年度始めまでの間に管理監督職以外の職に異動する「役職定年制」を導入するための条例（案）を本定例会に提出しております。

次に、令和5年度当初予算編成方針の概要について申し上げます。

6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、令和5年度の予算編成について、「経済あつての財政」のもと、内外の経済情勢等を踏まえながら、景気の下振れリスクに対応し、民需中心の景気回復を着実に実現することと、経済・財政一体改革の推進を両立するとしております。

10月27日の市政協議会でもお示ししたとおり、本市の財政状況は、歳入については、普通交付税は国税や地方財政計画により影響を受けながら、人口の減少により徐々に減少していく見込みであり、市税収入も令和3年度決算では過去最高の29億円台となりましたが、新型コロナウイルス感染症の長引く影響等により、先行きは不透明なものとなっております。

歳出については、これまでの公共施設整備等に伴う公債費の高止まりや、社会保障関

係経費の伸びによる扶助費の増などにより、今後も義務的経費の増が見込まれていることから、令和5年度以降においても厳しい状況が続くものと予想しており、予算編成の基本方針4項目「歳出の見直し」、「歳入の確保」、「公債費負担の軽減」、「公共施設マネジメントの推進」の実行により、財政の健全性と政策事業の財源を確保することとしております。

一方、本市の最上位計画である「第2次潟上市総合計画後期基本計画」及び重点テーマとしての「第2次潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいた諸施策を着実に推進する必要があることから、「稼げる力」、「支える力」、「考える力」の3つの力を政策の柱に据え、次年度に優先的、重点的に進めるべき施策を定めた「重点施策推進方針」に掲げた施策を中心に、市民が「幸せ」を実感し、誇りや生きがいをもって暮らせる、魅力あふれるまちづくりの実現を目指して予算編成に取り組んでまいります。

本定例会には、報告として、損害賠償の額を定めることについての専決処分、議案として、受益者負担の適正化を図ることを目的とした、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）ほか12件、秋田県及び潟上市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議について、潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について、井川町・潟上市共有財産管理組合規約の変更について、令和4年度潟上市一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）5件、同意案件として、湖東地区行政一部事務組合議員の推薦についての案件を提出しております。

以上が行政報告並びに本定例会に提出しております議案の概要であります。適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、私からの報告とさせていただきます。

○議長（小林 悟） 次に、教育長の行政報告を行います。工藤教育長。

○教育長（工藤素子） おはようございます。

市長の行政報告に引き続き、教育委員会から行政報告を申し上げます。

はじめに、学校教育環境適正化について申し上げます。

市教育委員会では、子どもたちにとって望ましい学校の在り方とその実現に向けた「潟上市立小・中学校の規模及び配置等に関する基本的方針」の策定を進めてまいりました。

本市の児童生徒数の推移を見ますと、追分小学校以外の小学校で児童数が減少するほか、天王中学校の生徒数の減少が著しい状況であり、特に東湖小学校と追分小学校は喫緊の課題を抱えております。東湖小学校は児童数の減少により複式学級が見込まれるた

め、方針案では、児童の将来を第一に考え、東湖小学校と天王小学校を統合し、校舎は天王小学校を使用すること、統合の時期は令和7年度を目処とすることとしております。追分小学校は児童数の増加により、平成30年度から毎年、教室を増やす改修工事を実施、今後もさらに教室を増やす必要があります。

この方針案については、9月に市議会の皆様に御報告した後、10月に統合に関わる両校の保護者、学校運営協議会委員、自治会役員への説明会を開催し、東湖小学校の保護者にはアンケートを行っております。11月に市内全域の中学校区ごとに市民説明会を開催し、市民の皆様にご説明し、ご意見等をいただいております。

本市における小・中学校の規模及び配置の適正化に向けては、今後も、喫緊の課題への対応はもとより、市全体の中長期的な動向を注意深く見ていきながら、「義務教育学校」や「小中併設校」等も含め様々な学校の在り方を想定し、小学校及び中学校のよりよい教育環境の整備と学校教育の充実を図ってまいります。

次に、「キャリア・スタート・ウィーク」について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により2年間中止となっておりました本事業については、市内約70事業所から協力を得て、10月に職場体験活動を実施することができました。生徒からは「働くことは大変だけど楽しい」との声もあり、職場体験で学んだことを地域貢献や将来の希望等につなげることができるものと考えております。

次に、潟上市スポーツフェスティバルについて申し上げます。

昨年より実施し、2回目となる「潟上市スポーツフェスティバル2022」を10月10日スポーツの日、鞍掛沼公園多目的広場をメイン会場に開催いたしました。当日は悪天候となりましたが、マラソンは昨年のオリンピック聖火リレーが行われたコースで実施し、潟上市出身の総合格闘家桜庭和志氏をゲストランナーに迎え、市内外から243名の参加がありました。今回新たな種目として、関係団体の参画をいただき、元プロ野球選手のGG佐藤氏をゲストに迎えた野球アトラクションや長縄跳びなどが行われ、多くの方が参加しました。また、特産品販売コーナーや観光案内ブースを設置し、参加者や来場者に潟上市の魅力をPRしました。

次に、潟上市文化祭について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により2年間中止となっておりました「潟上市文化祭」は、11月5日と6日の2日間、市民センター「かたりあん」及び天王館を会場に開催し、子どもから高齢者まで数多くの市民の来場がありました。

市民参加型ミュージカル「リキノスケ走る！」では、劇団わらび座の指導により練習を重ねてきた市民がミュージカルを披露し、市民の芸能発表は11組118人の方が日頃の学びの成果を披露され、芸術文化の輪が広がりました。

小・中学生を含む市民の作品を723点展示したほか、7月に実施した「かたがみ写真講座」参加者のパネル展示をした「かたがみ写真展」も同時開催し、来場者は秀作・力作に見入るなど、多くの賑わいを見せました。

報告は以上でございます。

○議長（小林 悟） これで行政報告を終わります。

【日程第5、報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）】

○議長（小林 悟） 次に、日程第5、報告第10号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

報告第10号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案書の1ページをお開き願います。

報告第10号、専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページ、2ページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年11月2日 潟上市長 鈴木雄大

相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、令和4年10月13日午前9時50分頃、フッ化物洗口液の配送業務中に駐車場からバックで出た際、潟上市飯田川下虻川字屋敷33付近の県道脇に停車していた相手方車両の運転席側ドアに接触したものでございます。

損害賠償額は、12万6,401円でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第6、議案第53号 潟上市上下水道事業経営審議会設置条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第6、議案第53号、潟上市上下水道事業経営審議会設置条例（案）についてを議題とします。

議案第53号について、当局より提案理由の説明を求めます。渋谷上下水道課長。

○上下水道課長（渋谷比奈子） それでは、議案第53号、潟上市上下水道事業経営審議会設置条例（案）についてご説明いたします。

本日お配りしました説明資料の2ページ目をお願いします。

本条例は、水道事業及び下水道事業の適正な運営を図るため、潟上市上下水道事業経営審議会を設置するものでございます。

条例の主な内容についてご説明いたします。

所掌事務は、諮問に応じて「水道事業及び下水道事業の経営に関すること」、「水道料金・下水道使用料及び戸別合併処理浄化槽使用料に関すること」及び管理者が必要と認める事項について、審議し答申をすることとございます。

委員数は10人以内で、任期は委嘱の日から答申をする日まででございます。

報酬の額は1日当たり3,000円で、このほかに調査活動や答申書作成に要する費用を支払います。

なお、施行日は公布の日としており、本年度中に公募委員を含めた委員を委嘱する準備を進める予定でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 審議委員なんですけれども、やはりある程度技術の分かるね、まあはっきり言えば資格、有資格者もやはり入っていないといけないと思うんですけれども、そこら辺はどのような資格が必要だとか、お考えありましたらお願いいたしたいと思えます。

○議長（小林 悟） 渋谷上下水道課長。

○上下水道課長（渋谷比奈子） ただいまの8番議員さんの質問にお答えします。

識見を有する者という委員ですけれども、他市の例を見ますと、大学の教授ですとか公認会計士、あと税理士などの方をメンバーにしているところが見受けられますので、そのように選定したいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 水道料金も絡んできますから、公認会計士とかも私も必要だとは思いますが、今後の水道事業を展開していく上でね、ある程度やはり地形が分かるとか地質学とか、いろいろな水道事業を行っていく上で水道事業そのものをこうやるための資格、そういうのを持っている人も私は必要だと思うんですが、そこら辺はどのようにお考えですか。もしふさわしいような資格がありましたらお答え願いたいと思います。

○議長（小林 悟） 渋谷上下水道課長。

○上下水道課長（渋谷比奈子） ただいまの質問にお答えします。

先ほどの説明の補足になりますが、他市では、観光組合というところを設けてるところにあつては、その組織のメンバーを入れているところもあります。ただ潟上市には観光組合というものはありませんので、水道事業、施設についての識見を有する者となりますと、選考、入れたいとは思いますが、人選については今後検討したいと思います。

○8番（藤原典男） 終わります。

○議長（小林 悟） 5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） 私からは任期について、委嘱の日から答申が出るまでと。

○議長（小林 悟） 佐藤義久議員、所管の内容ですので、これは委員会の中で質疑されたらいかがでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 5番議員が所管の委員であるので質問はだめということで、4番が代理に質問します。

任期についてですけれども、所掌事務が審議及び答申の内容ですから、当局から諮問をする内容によっては何項目にもなると思うんです。で、一括諮問をするのか、小刻みに何度も何度もやるのか、その辺の考えと、この水道料金、下水道使用料及び戸別合併処理浄化槽使用料に關すると。当然これ値下げとか値上げとか、いろいろまあ資産の持っている力量を調べて、または収入と支出のバランスを考えて決めると思うんですが、これから何十年かにわたって水道並びに下水道の管を新設または更新等々を考慮し、現在新たに上水道の施設を約17億円くらいで、向こう3年間くらいで供用を開始するとい

うことになっておりますので、そうすると、できた暁は3年後ですから、その間の費用を全てコストとして計上して値上げ、値下げ等々を諮問すると、こういうことですか。それとも3月までとか、令和4年度の3月までとか令和5年度の3月までとか、そういう期間を決めてやるのか。非常に曖昧模糊とした設置条例と言わざるを得ないと思えますけれども、いかがですか。

○議長（小林 悟） 渋谷上下水道課長。

○上下水道課長（渋谷比奈子） 4番戸田議員さんにお答えします。

今回の経営審議会の設置ですけれども、次回に開催をする目的としては、料金の改正を諮問しようとして予定しております。その諮問に当たって、どの期間での事業費として捉えるかということでしたけれども、新浄水場建設費、建設をして今後元金の償還金という支出が将来発生していくんですが、それを入れ込み、なおかつ今後の更新費用が、今後継続して更新費用を捻出していかなければいけませんので、更新費用には当然、企業債や補助を使えるものであれば補助金を財源にしていくんですけれども、その不足分となるのは使用料としてあてがっていかなければいけないので、その今後将来にわたっての更新のための使用料を計算するという意味で、料金審議会の方に諮問したいという意味合いでございます。

○議長（小林 悟） 4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） まあ当然そういうふうになるわけです。そうすると、さきにも申しただけけれども、職員の中で、当局としてこれらの諮問しなくても自前で、ある程度の資料があればですよ、コンサルタントに依頼をして、いろいろ勉強しながら自信を持って我々議会に提案すべきかと思うんですけれども、その方が手っ取り早く結果が出るというふうに思います。これに対して当局はどう考えますか。

○議長（小林 悟） 渋谷上下水道課長。

○上下水道課長（渋谷比奈子） お答えいたします。

諮問機関を設けたというのは、広く市民の方から全て意見を聞くわけにはいきませんので、その中から、諮問委員になっていただいた方から意見を聞きたいというのが目的でございます。

料金改定ですけれども、諮問していただく内容は値上げ幅だけではなく、料金体系、あと基本料金と超過料金の割合をどうするのか、そういったこともありますので、先ほどの識見を有する方の判断ですとかそういうのももちろんなんですが、公募委員や実際

の使用者を通しての生の肌感覚というのも参考にさせていただきたいと思っております。

あと、改定の時期についても、これは審議会の委員の方からの意見もお伺いしたいなと思ってるところです。

以上です。

○議長（小林 悟） 4 番戸田俊樹議員。

○4 番（戸田俊樹） 過去の料金設定について、いろいろ当局で改正を何度かしております。そして、浄水場の移転並びに新設並びにいろいろな地域の要望に応じてきてやる段階では、潟上市一本というふうな方法で考えていくと、こういうこともあるけれども、現実には一本化はされておられません。そういうところの方針等についてはどう考えておられるか。それらについても考慮すべきことと思うけれども。例えばですよ、飯塚地区については井川町から水道を引いておって、料金も差があるわけです。そういう実態もあるし、現在ですね児玉地区に新浄水場の工事をされておりますけれども、この地域の方々、例えば天王地区、本郷地区や児玉や江川や、まあ江川の問題もありますけども、八坂団地の問題もあるけれども、こういうふうなところをどうしていくのか。水道が来ます。下水道が来ますと言いながら、アンケートを取って、いりませんと言われて、はいそうですかといった肝心かなめのところですよ、新浄水書を造って、やる、上水道を引く方が50パーセントも満たないというのでやめた。過去はそういうふうなことで行政を進めてきて、地域におけるアンケートを調査する段階でも、地域住民の自治会や各種団体のご意見や、もう聞かないでどんどんアンケートやって、結果はいらないとやられてやりませんと。そんな現状、長い歴史を考えるといろいろあるんですよ。それに対してひとつしっかり答申する委員がそういう見識を持って、知見を持って対応されるよう希望して終わります。

以上。

○議長（小林 悟） 答えはよろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。7 番堀井克見議員。

○7 番（堀井克見） これ所管でねえやね、総務だもんね。局長、所管でないすよね。

○議長（小林 悟） はい。

○7 番（堀井克見） とがめられれば困るから。

まあ今日ね渋谷課長が、建設部長が病欠ということで急きょ、余り普段慣れてない本会議場に来ていただいて答弁いただくということで、本当聞きたくないです、私、心情

的には。やはり所管全部統括する部長が、県からまで来てるね方ですから聞きたかったけれども、渋谷課長に聞くということ、本当に後ろ髪引かれる思い。しかしながら、これね、まあ旧3町以来、合併しても17、8年もなる。先ほども、今、同僚議員からお話しあったとおり、料金の統一だとかね、劣化したもののね、あるいはまた3か所一つにまとめるとか、もう様々な行政課題、この部分でね、上下水道の部分であるわけですよ。今までは行政当局が主導的に料金なり、あるいはまた整備計画なり等々を、コンサルタントあたりのね意見を聞きながら主体的にやってきたと、私はそういう流れだと思うんです。しかしながら今回は、まあいろいろ社会状況の変化等々によって、こういうふうな上下水道の経営審議会と、まあ経営がついたね。はっきり言って非常にこれ重いことで、重いことで、プロだって大変だと思うんです。それが、先ほど来議論されてるように、知見のある方、ない方、何を基準にして線引くのか分かりませんが、各種団体の代表を集めてやるなんてことは毛頭考えてないと思うけれども、相当ね、この選ばれた方々もね、そのミッションというか仕事重いですよ、これ。潟上の上下水道の将来のね、この4項目、3項目かな、所掌事務、まさにね、もう大事な部分をこの人たちが担うと。

で、担うときにどういう資料を具備して審議会の方に委ねるのかどうか分かりませんが、これ相当やはりね手順よくやっていかないと、積み上げていかないと、私はね一番心配なのは一言はっきり言うけれども、この経営審議会っていうものできた。隠れ蓑とも屋上屋とも言いたくありませんけれども、これできたことによって、ガス抜くなんてことは毛頭考えてないでしょうっていうことは分かりますけれども、これがですね果たして、肌感覚と今課長さんおっしゃったけれどもね、それを吸い上げるだけのミッション果たせるのかどうか。なかなか難しいと思いますよ。ですからやはりこういうものをやる時はですね、相当事前に積み上げて、当局ならずですよ、一回の市政協議会でドーンと出してきてね、条例のつくるっていうことであげてくるんじゃないかと、むしろいろいろな形で議会側ともヒアリングをしながら問題点を共有し、そしてやっていくという丁寧さがなければ私はいけないんじゃないかなと。これ潟上のね市政全体の、まあ特別会計だけでも、大変大事な要素ですよ、ここ。ですから鈴木市長に言いたいんだ、私は今日。部課長がどうのこうのじゃなくして市長、行政のね進め方として、こういうものはもっとやはり丁寧なプロセスを経るというスタンスをとるべきじゃないですか。まあこの後も来ますけれども、市政協議会で話して聞いた方が、まあお叱り受

けるような場面もありました、この間ね。そしてね、どんどんいっちゃう。賛成多数でいく。この手法そのものがね、必ず将来ね後顧の憂い残りますよ。禍根も残りますし。ですから、そのことの原点に立ち返ってほしいということをお願いします。

で、具体的な質問何だかといいますと、この10人以内ということは、まあはっきり言って10人なくてもいいわけだ。マックスで10人ってということだからね。で、ここらはもう実に曖昧模糊ですよ。本当に必要なものであれば何名なら何名と。しかもこういう知見のある方ということまでもっと詳細に我々に提案するとかね、それが今回は一切、もう一くくりで来てる。

併せて任期。委嘱の日から答申をする日までと違って、何か月かかるものなのか何年かかるものなのか、どのぐらいのスパンなのか、これ全く分かんねえ。審議会の委員だってね、皆それぞれ生活もありますし、立場もありますから、だらだらとしては言いませんが、これね区切ってやるぐらいの緊張感とね、やはりその何ていいますか、集中してやるというぐらいのスタンスとらないと、これ考えてみればあれだすよ、1か月で終わるかもしれないし終わんないかもしれないし、何年もかかるかもしれないっていうことになりかねないので、ここら辺もっとやはりきちっと、条例っていうのは潟上の憲法なんだからね、詳細にやはり羅列して、そしてみんなで知恵を出し合う。それによっていい仕事をしてもらうというこれがベースになるの。それが全く行われないうこと、出ないということ。

それから、その下もそうだ。報酬の額っていうことで、この間の市政協議会でも問題なったけど、3,000円さべっこつける気持ちは毛頭ありません。知見があればあるほど、まさに社会からね重い役割をしている人であればあるほど、1日来て3,000円のね報酬もらって、まあボランティア、あるいはまた地域のためっていうことでね、言ってみればそれでいいかもしれないけれども、はっきり言ってどうだか、高い安いは別として。さらにね、そのプラスで、プラスだな、足す、調査活動または答申書の作成の実務に要した費用。丁寧に括弧書きして、予算の範囲内で市長が定める額。はっきり言って、今必要で条例までつくるのに、全くそのね味噌一つも見えない。市長が何基準でね判断していくの。まさにこれは議決が必要。予算執行だって、どういう形で予算、もう出てくる段階から分がんないでしょう、これ見てると。しかも報酬と活動費とか調査費だとかね、答申、作成書を一くくりにするってこと自体がこれ無理ありますよ。報告書書くのあれだすか、調査活動だとか答申の作成、実務だな、いわゆる。これどうひつつければね、

つければ報酬と結びつくんですか。また次元の違うこれ作業ですよ、はっきり言って。こういうことすら、これ見た限りでは私は読み解くことができない。そうすれば、当座になってからこうだああだ、こうだああだっていうことで進めていくんでしょう。これ誰が進めるの、何の根拠で、何の権限で。こういう条例を今あなた方作ろうとしてるの。

まあ全体的にね、今、泡喰ったように幾つかの自治体でこのたぐいの条例提案されてるっていうことは、今回見てますよ、私もマスコミ等で。だけれども、少なくともほかの方はもっときちっと事前のねヒアリングなり説明というものを、議会側なりとやはりやってやってるってやに聞いてますので、そこからいくと甚だ生煮えというかね、機が熟してない条例を、市政協議会やっても一気に来ちゃうと。賛成多数とればいいやと。こういうスタンスじゃあね、いかがかと思いますと、私ははっきり言って。

ちょっと私ね、今もろもろ申し上げましたけれども、今日部長もいないしね、渋谷課長に何うということは大変恐縮ですよ。今回まだこれね、まあ委員会付託されますから、その頃、常任委員会でやって最終日に採決取るときに私、意思表示しますけれども、一応申し上げました。で、答弁は課長には求めません、はっきり言って。今日所管の部長いないからね。今まで、この間の市政協議会的时候も彼が先頭になってやってきた人いないんだもん、今日。まあ病気でやむを得ないけどね。なので、一応まず私の、この段階で議員の立場でこういうふうなことを感じてるということを申し上げて、あえて答弁は求めません。もちろん市長にも求めません。はっきり言って、いりません、私は。いりません。そのことをひとつ申し上げて、私の質問終わります。

以上。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託とします。

【日程第7、議案第54号 潟上市職員の高齢者部分休業に関する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第7、議案第54号、潟上市職員の高齢者部分休業に関する条例（案）についてを議題とします。

議案第54号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第54号、潟上市職員の高齢者部分休業に関する条例（案）についてご説明いたします。

本日お配りいたしました説明資料の3ページをお願いいたします。

本条例（案）は、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるための高齢者部分休業制度を導入するため、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、条例を制定するものでございます。

高齢者部分休業の対象者は、55歳に達した潟上市職員で、勤務時間（38.75時間）の2分の1を超えない範囲で5分単位での取得が可能となります。

勤務しない分については、1時間ごとに給与を減額しての支給となります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） ここに書いてある以外に運用の仕方の考え方なんですけれども、前の日に申し込むのか、それとも当日でもいいのか、そこら辺はあれですか、私はこれはいいと思うんですけれども、そこら辺、運用の仕方に対する考え方どうなります。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

本条例（案）の概要は、先ほどもご説明したように、勤務時間の2分の1を超えない範囲で5分単位に取得が可能となるものということでございます。この条例の背景には、高齢の職員の多様な働き方の選択を促すものということで、国・県から制定を求められているものでございます。

で、先ほどご質問にあった、現実的に取得の方法、5分の単位っていうのはなかなか現実的ではないと思いますが、一般的には半日だとか1日単位、そういった中で15分、45分とかというその取得単位が出てくるのではないかと思います。現実的に5分単位という取得はなかなかないのではないかとこのように捉えております。

以上です。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 私聞きたかったのはね、当日でも、その直後でもいいのか。それとも前の日からの申し込まなきゃいけないのか。運用の仕方をちょっとお聞きしたかったです、考え方。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

この制度につきましては、休暇と違いまして事前に申請をしていただいて、それに対して許可を得たものがこの取得をできるというふうなことでございますので、突然休むからという申請を出してすぐに休めるかということではございません。

○8番（藤原典男） 終わります。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。9番中川光博議員。

○9番（中川光博） 趣旨の中に「多様な働き方のニーズに応えるため」というふうな文言ありますけれども、想定される多様な働き方っていうのはどういうふうに捉えていらっしゃるか。事例を5つぐらい挙げてくださいますか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

多様な働き方の例ということでございますが、例えばですが、例えばボランティア活動であったり、自治会活動、NPOの活動、そういったところを想定しているということでございます。

○議長（小林 悟） 9番中川議員。

○9番（中川光博） 今5つぐらいお願いしますって言ったところ、ボランティア活動とか自治会活動っていうふうなご答弁いただきましたけれども、それ以外にもかなり多種多様なニーズっていうのがあると思いますけれども、それはまあ要望した時点で判断するっていうふうに捉えておいていいですか。それとも事前にその多種多様なニーズのその例をですね挙げていただくとか、ある程度していくのかどうか、そのあたり教えてください。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど藤原議員の答弁もいたしました。事前に申請していただくということでございまして、その内容についても当然聞き取りをいたしますので、そういった内容を含めて、その申請について許可を判断するということになろうかと思っております。

以上です。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託とします。

(「議長、休憩をお願いします」の声あり)

○議長(小林 悟) じゃあ10分休憩したいと思います。11時10分まで休憩としたいと思いますので、よろしくお願いします。

午前11時00分 休憩

.....  
午前11時10分 再開

○議長(小林 悟) 会議を開きます。

【日程第8、議案第55号 潟上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(小林 悟) 日程第8、議案第55号、潟上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

議案第55号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長(千葉秀樹) それでは、議案第55号、潟上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(案)についてご説明いたします。

本日お配りいたしました説明資料の4ページをお願いいたします。

本条例(案)は、地方公務員の定年を段階的に引き上げることなどを内容とする地方公務員法の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

主な改正内容は、定年年齢を60歳から65歳に引き上げるもの及び、組織の新陳代謝を確保し組織の活力を維持するため役職定年の年齢を60歳とするもの及び、60歳に到達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる「定年前再任用短時間勤務制」の導入でございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長(小林 悟) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託とします。

【日程第9、議案第56号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(案)について】

○議長(小林 悟) 次に、日程第9、議案第56号、地方公務員法の一部を改正する法律

の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）についてを議題とします。

議案第56号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第56号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）についてご説明いたします。

本日お配りいたしました説明資料の5ページをお願いいたします。

本条例（案）は、地方公務員法の一部改正に伴い、本市の関係条例を整備するものでございます。

主な内容についてご説明いたします。

1点目は、「潟上市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正」及び「潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」により役職定年制による降給及び給料月額等の規定を整備するもので、60歳の役職定年後は管理監督職以外の職に降給し、その給料月額を降給前の7割とするものでございます。

2点目は、現在の再任用制度は新たな暫定再任用制度へ移行するため、「潟上市職員の再任用に関する条例」を廃止するものでございます。

3点目は、「潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」のほか8つの条例の一部改正で、条ずれ対応など、規定を整理するものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 今の説明で、60歳超えれば給与が7割というふうなことで説明を受けましたけれども、そのほかに現職であればいろんな手当、諸手当があると思うんですが、60歳を超えればですね、なくなる手当、またあれです、ちゃんと残っている手当、それについて伺いたいと思います。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

定年延長になった職員の手当等につきましては、給与は7割になりますが、ほかの手当は全て一般職員と同様の手当が支給されることとなります。

以上です。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） これは地方公務員法に基づいての改正（案）なんですけれども、そ

の市町村独自にね給与のところ7割じゃなくて7割2分とか3分とかというふうなところも、私は市町村独自の判断でできると思うんですよ。そこら辺はどのようにお考えですか。明日からもう7割ガクッとこうね下がれば生活も影響ありますので、そこら辺をお願いします。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

7割支給というのは、地方公務員法で一定程度、国の方から要請がございまして、ほほほかの市町村も7割になることとございます。

で、7割よりも多くというご提言でございますけども、これにつきましては、まあ役職から離れる、例えば部長・課長であった者が管理職でなくなるということとございますので、一定程度責任も軽くなるという意味合いからも7割でということ、国の方針に従ってる形とございます。

以上です。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） まあくどくなりますが、市町村独自でね、もうちょっと上積みというふうなことも可能だとは思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

条例で規定すれば可能は可能ですけども、あくまでも先ほどお答えしたように役職からも離れるということで、国の基準に合わせて7割ということにしたものとございます。

以上です。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 議案第56号まで提案されておりますけれども、55号、それから54号も関連すると思いますが、少し。これによって定数条例はどういうふうになるのか。部分的に休ませれば1時間ごとに可する、それを認めますと。自治会とかボランティア。さらには、定年は向こう10年間で5年延長するんだということ、仕事量は全体的にこの潟上市としてどのくらいの適正な正職員がおればいいのかどうか。その辺の議論、庁内でされてるかどうかと、さらには、人件費の何というかな、グラフ見ればこう折れるのか上がっていくのか下がっていくのか。その辺と、まあ公務員としての立ち位置そのものがどういうふうにとらまえて地域においてやられてるか。私から見るとですね、市の職

員は、関連する他のところの方々の地域活動っていうのはほとんどないも同様で、この辺のところの指導はどういうふうを考えておられるか。まあ3点お願いします。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の定数と人件費のご質問でございますが、定数につきましては、現在、定数上は340名ほどになっておりますが、実数につきましては、職員の実数は290名程度となっております。で、まあ今回定年が延長されるということで65歳まで定数にカウントされる職員となりますので、当然、職員総数は増えるというふうに見込んでおります。そういうこととなりますので、人件費も一定程度、今までの再任用制度が定年延長となりますので、その差額の部分が若干人件費としては増えるのではないかとというふうに見込んでおります。

それから、先ほどの高齢者の休業制度で自治会活動等についてでございますが、先ほども答弁したように、まあ休業を取ることで給料を減額されることとなりますので、今も自治会活動に従事してる職員もおりますので、それは勤務時間外にボランティアでやっておりますので、そういったところで休業を取ってまでその自治会活動をやる職員が出てくるのかというのはちょっとどうなのか疑問な点はございますけども、いずれこれまで同様、職員については自治会活動を積極的に支援していくという形で進んでいくのではないかとというふうに思っております。

○4番（戸田俊樹） 終わります。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託とします。

**【日程第10、議案第57号 潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）について】**

○議長（小林 悟） 次に、日程第10、議案第57号、潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第57号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） それでは、議案第57号、潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本日お配りしました説明資料の6ページをお願いいたします。

本条例（案）は、個人番号カードを利用したコンビニエンスストア等における証明書の自動交付サービスを導入するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

内容につきましては、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機を利用して印鑑証明書の申請及び交付を可能とするものでございます。

なお、この条例は、令和5年1月10日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託とします。

【日程第11、議案第58号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第11、議案第58号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第58号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） それでは、議案第58号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本日お配りしました説明資料の7ページをお願いいたします。

本条例（案）は、各種証明書の発行に係る受益者負担の適正化を図る等のため、条例の関係部分を改正するものでございます。

主な内容についてでございますが、原価計算により各種証明書等の手数料を1通または1件当たり300円に、同様に地籍調査成果の交付を500円に変更するものでございます。

また、証明書自動交付サービスによる証明書の交付を令和5年1月10日から1通当たり150円で開始します。令和5年4月1日からは他の証明書等と同様に1通当たり300円を予定しておりましたが、マイナンバーカードの普及促進を図ることを目的に、令和6年3月31日まで経過措置期間として引き続き150円としております。

なお、この条例は、証明書自動交付サービス関係が令和5年1月10日から施行し、各種証明書の発行に係る受益者負担の適正化等については、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託とします。

【日程第12、議案第59号 潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第12、議案第59号、潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第59号について、当局より提案理由の説明を求めます。澁谷教育部長。

○教育部長（澁谷 豊） それでは、議案第59号、潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本日お配りしました説明資料の8ページをお願いいたします。

本条例（案）は、体育館使用料のうち市民と市民以外の差別化を図ること及び施設利用者の費用負担の適正化を図る等のため、条例の関係部分を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、天王総合体育館、昭和体育館及び飯田川体育館の使用料を変更するものでございます。

そのうち、個人使用料については、児童・生徒20円を市民50円、市民以外100円に、学生・一般50円を市民100円、市民以外200円に変更しております。

団体に貸し切る場合については、3体育館とも市民以外を市民の倍の額としております。

また、天王総合体育館のトレーニングルーム使用料として、市民100円、市民以外200円を新たに追加しております。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 体育館利用に当たっては、市民の方をね優遇して、ほかの他市町村の方よりは優遇して安くするっていうのは、まあ私はそれはいいと思うんですけども、しかし値上げはね、やはりうまくないんじゃないかなというふうに思います。それで、最近の利用者数の推移とかもしありましたら、また、この値上げによって、今までの利用者数に値上げ分を掛ければどれくらいの収入が見込まれるのか、そこら辺はどうです

か。

○議長（小林 悟） 澁谷教育部長。

○教育部長（澁谷 豊） 8番藤原議員の質問にお答えします。

利用人数に関しましてでございますが、令和3年度ですと、個人、3体育館の合計として、子どもが3,486人、大人が2,458人、計5,944人、団体の利用が、市内が1,367団体、市外が169団体、合わせて1,536団体となっております。

それで、この3年度を基にしまして、この使用料を上げた場合に、令和5年度4月に改正した場合は年間で約130万円の増額を見込んでおります。で、ちょっと今の今現在の3年度の施設使用料の収入額が94万9,000円ございました。で、令和5年度4月に改正した場合は年間220万円で、先ほど申しましたとおり130万円の増額を見込んでおります。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） まあ一般的に値上げしたからにはね、いろいろなサービスもこう附属するっていうか、していくっていうふうなことも考えられると思うんですけども、そこら辺のサービスっていうのはどのようにお考えですか。今までと同じとか、考え方について。

○議長（小林 悟） 澁谷教育部長。

○教育部長（澁谷 豊） この値上げをする経緯でございますが、それこそ合併以前からこの金額というのが35年以上も見直しがされていなかったということで、公共施設の適正化の見直しの段階で、まあ秋田市、男鹿市等そういうところを参考にして、適正な金額にするということにいたしました。

それで、サービスについては特に今までどおりとなりますが、その市外との差別化をすることによって市民の方々が利用できる機会が増えるんでないかと考えております。

以上です。

○8番（藤原典男） 終わります。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。17番佐藤敏雄議員。

○17番（佐藤敏雄） 先ほど同僚議員の方から私も質問しようとしたこと言っていたので、私について大きく、先ほど説明では適正化に基づいてですね、この料金の改正に至ったというご説明であったと思うんですけども、35年間やはり見直ししてこれなかったということについて、なぜされてこなかったのか。大きくその辺について、幾

らでもできたのではないかなと思いますけども、財政困難である現状に至ってやむを得なしにですね今やらなきゃいけないということに至ったのか。その辺についてちょっとお答えいただきたいと思いますのと、あと料金改正による利用者数の見込みということで先ほどお答えいただいたんですが、当局の見解では増えるであろうという、まあそういうような答弁であったと思うんですけども、その根拠といいますか、確実にこの料金改正、上げたことによる増えるというその根拠、もう一度、いま一度お答えいただきたいと思います。逆に減っていくのではないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（小林 悟） 澁谷教育部長。

○教育部長（澁谷 豊） 17番佐藤議員のご質問にお答えします。

料金の改定の見直しということでございますが、合併したときに当然、各金額のすり合わせをした経緯がございます。そのときに3町とも同じ金額でございました。ですので金額はそのままということで、まあ何度かこの金額の見直しの考えはあったんですが、やはり市民の負担にならないようにということで、今までこの金額を上げなかった経緯がございます。ただ、その適正化等の見直しがあったので、当然もうやはりその利用してる人の負担もしてもらわなきゃならないということで、今回まず見直ししたものでございます。

それと、利用人数に関しては、まずそのまま変わらないのではないかとということで、その人数にその改定して上げた分を入れた分で約130万円上がるということのお話をしたんですが、あくまでもやはり個人使用というのは金額が少ないのでありますが、団体使用の場合にその使用料金2倍になるものですので、特に秋田市の体育館等もやはり申し込みが多くて、やはり潟上市の体育館を利用したいということで団体の申し込みが多い状況ですので、その申し込みに関しては減らないのではないかとということで、それに金額を掛けたものとしてまず130万円の増額を見込んでいるということでございます。

以上です。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。16番伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） 市政協議会の際に、市民と市民外の判断をするときに特に身分証明書を提出していただくとかっていうことはしない。確認についてはそこでは行わないというふうに伺ったんですけども、それ自体は、子どもたちの場合、身分証明書を持って歩くとかっていうのは難しいかと思うので納得ができるんですが、例えば市民と市民外の間でトラブルになったりとかすることは想定されていますでしょうか。例えば、

あいつ市外なのに何か市民でやってるとかっていったことが起きるとは想定、考えられないでしょうか。

○議長（小林 悟） 澁谷教育部長。

○教育部長（澁谷 豊） 16番伊勢議員の質問にお答えします。

市政協議会的时候には身分の提示を求めないというご説明しましたけども、やはりそれに関しては、やはり公共料金いただく立場としては提示求めないっていうのもどうなのかということで、再度、課の中っていうか部内で検討させていただきました。で、まず基本的には、団体使用料に関しては事前に申請書が出るので、その団体がどちら、市外か市内かというのがすぐに確認できますので、それは特に問題はありません。問題は個人使用になりますが、まあちょっと私はやはり心配したのは子どもだったのですが、基本的にはやはり大人でも必要に応じては当然その免許証、それとかマイナンバーとかそういうものは確認をしたいとは考えてます。ただし、やはり顔を見たときに、あ、この人、潟上市民だって分かる場合、それに免許証等出してくださいというのはとても失礼なことなので、この疑わしい者に関しては当然確認をする。それと併せて、個人、子どもでも大人でもですけども、コロナ禍で結構、氏名とか住所、何かあったときのために記入させてもらってますので、引き続きその方向で進みたいと今考えております。

以上です。

○議長（小林 悟） 16番伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） 子どもたちのこと考えてと言ってくれたことは大変ありがたいんですけども、一つちょっと疑問が生まれたので。団体であれば、何だ、市外と市内について判別ができるというふうな話、そうだと思うんですが、例えば市内の団体であったとしても、その団体の中に市外の方が、市内の団体に市外の方が含まれてるケースというものもあるかと思えます。割合とか、それとも市内の団体だからよいとするのか。そういうところまでは考えていますでしょうか。

○議長（小林 悟） 澁谷教育部長。

○教育部長（澁谷 豊） 市内の団体にその構成メンバーにやはり市外の方が何名か入っているというのは、よくあることですので、それに関しては、市内の団体で体育館利用する場合は、市内団体といたします。それでよく考えられるのが、市の体育の協会等が大会するとき市外の方のチームを入れた中での大会等考えられるのですが、その場合は、主催する団体、そこが潟上市の団体であれば、潟上市の料金を設定する。た

だし共催の場合ですね、その場合に関しては、構成の割合を見ながら、やはり市外であれば市外、で、市内であれば市内の料金ということで今のところ考えております。

以上です。

○16番（伊勢 潤） 終わります。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託とします。

【日程第13、議案第60号 潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第13、議案第60号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第60号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） それでは、議案第60号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本日お配りしました説明資料の9ページをお願いいたします。

本条例（案）は、廃棄物の処理に係る費用負担の適正化を図る等のため、条例の関係部分を改正するものでございます。

主な改正内容についてご説明いたします。

クリーンセンターへの直接搬入の手数料については、100キログラムにつき660円を50キログラムまで500円、50キログラムを超える部分は10キログラムにつき100円とするものでございます。

一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請手数料については、主なものとして、一般廃棄物収集運搬の許可を4,000円、浄化槽清掃業の許可を5,000円とするものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。9番中川光博議員。

○9番（中川光博） 簡単な質問で大変恐縮です。

今回、十何年かぶりに費用の改定ということで、特に1番についてひとつ伺いますが、

この改正の動機っていいですか、きっかけっていいですか、ここを説明してください。

あともう一つですけれども、（１）についても２についてもそうですけれども、１については、重い物を持ち込めば持ち込むほど歳入の増となるような気してるんですけれども、そのあたりの増加の見込みとかも教えてください。

この２つお願いします。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

料金の見直しにつきましては、５年度の方針に使用料の見直しということで掲げているところであります。また、近隣の市町村において、八郎湖周辺クリーンセンター、これが男鹿市の方で令和３年４月１日から１０キログラム当たり１１０円に値上げをしております。そういうふうには値上げの動向があります。

５０キログラムまで５００円、以降を１０キログラム１００円とした場合でありますが、令和３年度の任意の運搬、６日間の運搬の３回分を見込みとしてやったところ、令和３年度、約３、１００万円が約９００万円増加して約４、１００万円となる見込みであります。

以上です。

○議長（小林 悟） ９番中川光博議員。

○９番（中川光博） 歳入の増加ってということで、２つ目の質問は大変いいことだと思います。１つ目のきっかけについては、他市町村の例を参考にしたってということですが、いいところはしっかり真似していただいて、他市町村の悪いところは真似しないように今後とも施策を進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。７番堀井克見議員。

○７番（堀井克見） このごみの問題も市民生活の上でも避けて通れない重大な問題であります。まあ今、内容についてここに記されておるわけですが、ちょっと私の今認識ね誤ったらちょっと訂正しますが、ほぼほぼまず１００キロなら１００キロというベースで見た場合、３割ぐらいアップするのかな、３割強だかな、これね。例えば５０キロまで５００円、５０キロから超えれば１０キロで１００円とかってね、まあ３割ぐらい前後ってうかな、強かな。そして、結果的には、令和３年度の３か月ってたか、何日だかのベースでいけば９００万円ぐらい収入が増える。

で、ただね、私はやはりそれはそれで、このごみの問題は継続的にはね財政確保とい

うものは大事な要素ですが、男鹿がこうだからというよりも、男鹿は男鹿としてもう広域でやってることだし、こっちは潟上市単独でやってるわけだからね、市民感覚からいくと、男鹿がアップしたということと、また潟上がそれに追随してアップするってこととまた別なんじゃないかなと。で、とどのつまり、これやはり3割アップだとかね、登録は一部の業者なので、まずね、ある程度仕方がないなと思うけども、市民が投棄するだけにこんだけのアップをするということは、いろんな意味で弊害が出てくるんじゃないかなと。ただアップすれば900万円増えたからよしというだけの切り口ですか。アップしたときに市民が悲鳴上げちゃって、ある意味では、ごみセンターさ持っていくことをね、はばかって何らかの形の問題が発生するとか等々というものをあれですか、考慮に入れなかったですか。もう少し段階的にやっていくとか、3割アップっていえば相当なもんですよ、この物価向上の中で。ですからそこら辺、どういうふうな捉え方をしているのか。一連の流れと今後の対応というものをもう少し掘り下げてご説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） クリーンセンターの単価であります。現在の660円につきましては、平成17年度に改正して、それ以来改正を行っていないものであります。それに引き換え他市の動向を見ますと、どんどんどんどん上がっている実情があります。市民に対しては少量のごみと思われまますので、それであえて100キロというものを50キロで一区切りして、逆に少ない量であれば安くするっていうことでみております。また、市民についてはほとんどごみの集積所に運んでいきますので、そちらの方については今回検討しておりませんので、それで今回直接搬入を値段を上げるということをやったものであります。

○議長（小林 悟） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 直接搬入というのは、市民が50キロ以下であろうが50キロ超であろうが、クリーンセンターに運んでいった部分の受入料金がこういうふうになるといふことなんでしょう。だとすれば今部長がおっしゃったとおり、市民が運んでいくことに対しては問題ないというふうな形で答弁でなかったすか。それちょっと分からなかったね。もう一回頼むす。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまのご質問にお答えいたします。

市民が運ぶ、まあほとんどごみ集積所にごみ袋を買って運んでるのがほとんどと思われます。で、今回値上げはしましたが、市民は少量のごみだと思われますので、それについては、今まで100キロで660円だったものを50キロというふうに区切って、そこを500円とするものです。ですので少量の運搬については値が下がるということになります。

○議長（小林 悟） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 今まで100キロであったものが660円だね。この50キロまでが500円ってなれば、市民にとって決して安くなるってことじゃないんじゃないですか。例えば10キロ、20キロ、30キロ、40キロ、50キロと、そういう形でいけばね、少量のごみの搬入は安くなる要素になるということのあなたの説明は私納得いくんですが、100と50とざっくり2つねやった場合において、結果的にね少量のごみを市民が持っていったから安くなるということのイコールにはならないと私は思うけれどもね。逆にそこまでやるんだったらどうせカンカンで測るんですからね、10キロ単位で刻んでいって、少なくとも50キロまではこうですよ。10キロ単位でやはり徴収するとかっていうことの懇切丁寧さっていうものがあれば、今部長がおっしゃるような市民のね立場の少量の搬入は安くなるということと合致すると、私はそういうことが論理上というかね、理屈上それが合致するというふうな説明だし、受け止め方だと思うけれども、違いますか。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在100キロについて660円ですが、改正後でありますと50キロまで500円、それ以降10キロにつき100円ありますので、70キログラムを超えない場合は、例えば70キログラムでありますと700円、660円に対して700円なので上がりますが、それを切るようであれば、少量のごみであれば今までより値段は低くなるというものであります。例えば50キログラムであれば500円、60キログラムであれば500円に100円を足して600円、そうなりますので、今までの、今まで100キロで660円でしたので、60キログラム以下であれば値段は安くなるということです。

○議長（小林 悟） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託とします。

【日程第14、議案第61号 潟上市下虻川財産区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第14、議案第61号、潟上市下虻川財産区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例（案）についてを議題とします。

議案第61号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第61号、潟上市下虻川財産区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例（案）についてご説明いたします。

本日お配りいたしました説明資料の10ページをお願いいたします。

本条例（案）は、下虻川財産区の廃止に伴うもので、内容は、「潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」、「潟上市特別会計条例」及び「潟上市財産区財政調整基金条例」の下虻川財産区に関する規定を削除するものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託とします。

【日程第15、議案第62号 潟上市墓地公園設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第15、議案第62号、潟上市墓地公園設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第62号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） それでは、議案第62号、潟上市墓地公園設置条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本日お配りしました説明資料の11ページをお願いいたします。

本条例（案）は、下虻川財産区の廃止に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、下虻川墓地公園を構成する5か所の墓地全256区画を市営墓地公園に追加するものでございます。公園の位置につきましては、資料12ページに

位置図がございますので適宜ご覧ください。

また、使用料につきましては、今までと同様1区画当たり6万円でございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） 詳細について図面提供してもらっていますが、せっかくここまで位置に印をつけていただきましたが、これさ数字こう書いてければよかったども、何基あるのか。で、全部埋まってこの状況ですか。廃棄するっていうか。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在の空き状況であります。下虻川第一墓地が7区画、第二墓地が1区画、飯田川出張所向かい墓地が2区画、全部で10区画が空いております。

○議長（小林 悟） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託とします。

（「休憩」の声あり）

○議長（小林 悟） 大体時間ですか。

じゃあ、これにて休憩をしたいと思います。再開は1時半としたいと思いますので宜しくお願いします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（小林 悟） 休憩以前に戻り、会議を開きます。

【日程第16、議案第63号 潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第16、議案第63号、潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第63号について、当局より提案理由の説明を求めます。鈴木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（鈴木和徳） それでは、議案第63号、潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本日お配りしました説明資料の13ページをお願いいたします。

本条例（案）は、潟上市天王ふれあい交流センターをコミュニティ活動の促進のみならず、地域経済活動の促進にも寄与する施設として位置付け、利用料金等必要な事項を定めるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

改正内容は、当該施設の運用を変更するもので、設置目的、施設の区分及び利用料の上限額を変更するものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 現在温泉が止まってるってということで入湯税は取らなくて、350円で入ってますね。最近、市民はもうすごい土日なればいっぱい入ってきてますけれども、今度入湯税のところ廃止して500円にするとすれば、まあ値上げですね。そうすれば、お客さんがかなり減るんじゃないかなというふうに思います。

で、私は、今、燃料の高騰でね確にかかり増しになってると思うんですけども、ぎりぎりのところまで下げてですね、下げてっていうよりも上げ幅を小さくして、そしてお客さんがいっぱい来るように、そのお客さんの数でこの経営をね盛り上げていくっていうふうなことが私必要だと思うんですけども、そういうふうな努力というのほどのように考えてますか。

○議長（小林 悟） 鈴木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（鈴木和徳） ご質問にお答えいたします。

料金につきましては、入湯税を除いた350円から500円に設定するというので、大人の料金としての当面この額について運用させていただきたいと考えてございます。

なお、例えば回数券とかクーポン的なものを施設管理者と一緒に協議をしながら、そういった面のサービスの向上を図っていきたいということで考えてございます。

以上です。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 例えばサービスの向上というふうなことが言われましたけれども、いろいろな県内でも温泉施設ありますから、十分にそのサービスの向上について関係す

る会社と協議しながら、是非市民が喜ぶようなサービスを頑張っていたきたいと同時に、そのサービスでもってねお客さんをいっぱいこう呼んで、それで経営っていうか儲けのために一生懸命頑張るといふふうなことで上げ幅をねちょっと縮めてもいいんじゃないか、そういうふうな努力はしようとしているのかどうなのか。どうなのでしょう。上げ幅を縮めるという。私は500円とすればね、お客さんかなり減ると思いますよ。市長はどのようにお考えですか。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 藤原議員のご質問にお答えします。

入浴料の算定については、原油高騰等、原価計算に基づいて、500円という価格については適正なものだと私自身は感じておりますけれども、当然その値上げすることによって議員ご懸念の利用者が減るのではないかと、そういう部分もあろうかと思えます。ただ、この点に関しましては、指定管理を行っているグリーンランド株式会社の方とも話し合いをしております、全体的に温泉施設だけではなく直売所施設であるとか、そういった全体的な施設を利用しながら、サービス、そしてまた購買意欲を高めていただけるような努力というのを、これは経営努力の中の必要な部分だと思っておりますので、こうした全体的な経営の中で、まあ万が一利用者が減った場合にも当然その部分については直売所の売り上げ等で頑張るだとか、そういった経営努力は必要かと思っております。

○8番（藤原典男） 終わります。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） このふれあい交流センターについては、この間の市政協議会でもいろいろ丁々発止の議論ありました。市長からは大変厳しい言葉をいただいて、私もこういうことありかというふうなこと、いまだにはっきり言ってショックを受けています。

で、企業誘致ということと、今回このふれあい交流センターの使用料のアップということなんですが、これ素直に見ればですね、大広間200円、大人、子ども100円とかね書いてありますが、そしてまた入湯、要するに入湯税、温泉でないのに150円アップして500円とかっていうことで、市民負担をそこらを含めて強いるということに結果的になりますけれども、この改正前と改正後の各部屋のねものの算定基準見ますと、こう摩訶不思議というか、あなた方が今おっしゃるプレステージ社、コールセンターに貸す部分だけは結果的にベースが下がるっていうかね。で、これ見ますと、これはプレステー

ジ社のためにこの部分はこういうふうにして下がるということの解釈が成り立つんですか。これどういうことでこういうことしたんですか。まあ午前中からやっていますように公共料金、あるいはまた受益者負担の観念、厳しい世の中で云々ってということで、これだけね今回は逆な形での改正（案）と、私にはそうお見受けするわけですが、どう考えればこういうふうなことになるのか。プレステージ社のことに、まあ付度、まあ付度という言葉悪い言葉でもないんだけど、を配慮してこういうふうになったんですか。そこら辺一点お知らせください。

○議長（小林 悟） 鈴木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（鈴木和徳） ただいまのご質問にお答えいたします。

利用料金の算定の考え方でございますけども、建物の経過年数が経っていることと、あと今後改修を見込んでいるということで、また、鞍掛沼公園の展望塔内のテナントの単価を参考にして、その周辺の民間オフィスの賃貸等も考慮に入れましてこの単価ということで設定してございます。

以上です。

○議長（小林 悟） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 課長ね、課長、私が聞いたことにまともに答えてくださいよ。この料金設定は、ほかの方はほとんどねアップの傾向で来てる中で、何でここだけ、改正前と改正後、改正後低くなってるでしょう、基本的に。その根拠というものはね何なんだと。プレステージ社が来たからこの条例改正するっていうことになるわけでしょう、結果的には。だからその会社に対する配慮なんですかと。そして、この配慮しなければそこを借りてくれないし、貸すこともできないし、プレステージ社の存亡に関わるというような抜き差しならない事情があってこういうことをするんですかと、一企業のために。そこ聞いているの。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 堀井議員の質問に答弁させていただきます。

当然この改正については、市政協でもご説明したとおり、本市にプレステージの準備室がそのふれあい交流センター内を活用して使用すると、そういった事業の背景がございいます。その上で、原価計算方式の中で建物の耐用年数であるとか減価償却分、そういったものを積算した上で、先ほど課長の説明したとおり今回の利用料を出させていだいたものであります。

○議長（小林 悟） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） いや、今、市長ね、課長に続いて市長も答えていただいたんですが、やはり今のねこの答弁ではちょっと納得しかねます。しかねます。減価償却というのは何をねどういうふうに誰が減価償却して、こういうふうにして算定をされたのか。で、結果的にこれはあれでしょう、5万円、5万円、10万円と、ここさつながっていくわけだ、基本的に。これどう見てもね、この1,700円、3,400円、3,400円って、このね、ここがどうしてこの10万円、10万円、5万円、5万円さつながっていったのか。減価償却云々だと、積算の原因はそうだとすることも、これどういうね算数でいくと、切りよくこういうふうになるんですか。で、もう減価償却そのものだってこれね、よほどのプロが、不動産検定士なのか誰なのか分かりませんが、そういうものきちっとベースがあるんですか、根拠ベース。どうもこれ見ただけでは、私どもはちょっと理解できない。

で、これね、今回それからもう一つは、改正後にコミュニティ活動、保養センターであれ、健康の増進、コミュニティ及び地域経済活動の促進に寄与すると。で、これあれですか、例えば洋上発電とかのね企業も参入してくるだろうし、これからもあるかもしれない。あると思う。そういう企業等々も全くね、もちろん地域経済の活動活性化となれば全く同一なわけで、これからは潟上市に対しては、ここはもちろんのこと、企業の方から準備室準備してくれとか企業活動の拠点をね頼むとか、まあ150人雇って、ここをね三、四千万円かけてリニューアルして使うとか、してその後は分からないとかってこの間部長が答えてあったけれども、出ていくときね。こういうきちっとした詰めなきゃならないところ。さらに重大なことはね、三、四千万円かけてリニューアルすると。まちの持ち物ですよ、この施設は。グリーンランドの施設はね、温泉な。それを管理委託してるグリーンランド観光株式会社と今、コールセンターが契約して三、四千万円、直すと、こういうことの答弁ですがね、こういうことできるあんだすか、法律上。できるんですか。ですから一つ一つね、私ども知識不足なところもあるかもしれませんが、どうもこのまちのね財産の管理等々、維持において、そこらがきちっとクリアされてるのかどうか。まあこの間の担当部長の話では問題ないということですが、私はね違うと思うんですよ、現実的に。1,000万円来ることと4,000万円ね帳消しすることかね、あり得ないでしょう、普通こういうこと。なぜこういうふうなことを、通常考えられないようなこと、市民目線からいくと何でこういうことやるのかなというようなことを、市長は今ね行け行けどんどんで進めようとしてるのか。ここに準備室来るとね、本当に

150人のうち何人雇ってもらえるの、この間も聞いたけど。その担保もなし。3年後、4年後のね蓮沼の工業団地の展望だって、具体的に示されたものもない。

で、これね、どうもね、私はやはりね、市長、あなたトップセールスして持ってきたというけれども、工業団地さ県がねほぼほ道つけてきただけの話であって、何がトップセールスして、どういうプロセスでやったの。くらの使う使わないは、それはあなたの方でね社長と、まあ近々来るらしいけど、やったらしいという話聞いたけれども、あとそれ以外何も真実分からないですよ、私ども。したがって、この料金改正、使用料の改正というのは、やはり一点あれでしょう、このプレステージ、コールセンターにね、おもんばかり。向こうのね思いに応じるためにこれやってるとしか思えられない、考えられない、これはっきり言って。ですから、こういうことをね、市長、やっていいんですか。議会の賛否ね頭数で取ればいいなんていう安直なことじゃないでしょう。何回も言うけれども、どこまでもこうやるんですか、どうですか。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 今回の条例改正については、先ほど申しましたとおり、プレステージの準備室を地元を設置する方向で検討していく中で、くらのという施設を活用するという案で私もプレステージ側に提示させていただいております。その上で、現在の条例につきましては、一般の利用者の方々の料金制度しかございません。そういった施設をやはり経済活動に活用する場合に、やはり月額賃金等定める必要がございますので、そういった意味で今回改正（案）を出させていただきまして、そうした改正した後にプレステージに入居していただくと、そういった趣旨で提案させていただいているものであります。

そうした際に、施設自体の管理につきましては、グリーンランド株式会社が管理しておりますので、その際の賃貸契約上はグリーンランド株式会社とプレステージ・インターナショナルの契約になりますけれども、その際、その施設の利活用につきましては、例えば空きビルに入居する際、そして飲食や店舗等やる際には、当然そういった行う事業者が内装等改修費を負担してやる場合等もございます。そうした部分については、法律的な解釈等については専門家に相談した上で、今回提示させていただいております。その上で、この改正の後に入らせていただいて、150名、この150名の内訳としてどれだけ市民がというお話もありましたけれども、これに関しては、まあ正直、実際どれだけのものの割合になるのかというのは、現時点でお示しすることはできませんけれども、

一応現行、潟上市の補助金等の制度からしますと、市内に100名以上雇用していただいた場合には雇用奨励金を支払うという制度等ございますので、当然私としては100名以上の雇用を市内で行っていただきたいと。そうした旨については先方の社長さんにもお願いしていきたいと思っております。

○議長（小林 悟） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） まあこれ今3回目の質問でありますからね、これ以上はまあ規則上ちょっと無理でしょうけれども、やはり私がね意図して今伺っていることと、市長もね一生懸命答弁してくれるというその姿勢はね、私は分かりますけれども、はっきり言って私が伺いたいなというところに対して、やはりしかとね答弁してもらい、まあ思いは分かりますよ。思いは分かりますけれども、あの健康増進施設の目的がね、やはり曲がっていくんじゃないかと。150名の従業員が来る。もちろん駐車、車も使うでしょう。駐車場も使うでしょう。入り口どっから入ってくるのか分かりませんが、風呂に来るお客さんとね鉢合わせ、かち合わせになって、なるかもしれない。やはりね、そういう点からいくとね、本来の目的から私はやはり乖離してるんじゃないかなと。

で、あそこにねプレステージの準備室が、150人も来て何を準備するのか分かりませんが、実質あそこオフィスになるんじゃないですか、これ。だからそういうこともね、やはり全体を包含して俯瞰してみてね物事を対応すべきじゃなかったのかなと。

で、今市長ね、これ肝心なところ。グリーンランド観光と、グリーンランドという第三セクターとプレステージ社が契約して云々で変えるから、それに料金払えばいいとか払わなきゃならないとかってこと、専門家ってのは誰が、専門家の誰だか分かりませんが、不動産がね管理委託した場合、その管理委託者がどういうふうに運用すればいいのか。運用の裁量権はどこまであるのか。これまた法律でね決まっていますよ。で、今の市長の答弁からいくと、私はそれは相当無理あるんじゃないかなと、そう思う。やはりね、あの建物の実質的、基本的管理者は潟上市ですから、グリーンランド、あの建物の。それをね3,000万円も4,000万円も手かける。これね貸してるねグリーンランドの第三セクターと、その又、まあまずね又貸しとは言わないけれども、ややもするとなりかねない。そこがね話して、お互いによしゃよしゃということにはならないと思いますよ、私これ。市長これでいいんですか、はっきり言って。ですからね、ここは、ですから前のめりにいかないで、春頃まで考えて、じっくりそれらをきちんと精査し、積み上げてやるべきだっていうことを前々から私が言うのはそこなんです。人の出入りだってね、

あのグリーンランドの形態変わりますよ、温泉。そこまで考慮しましたか。で、ほかの会社から来れば次から次と潟上市っていうのはこういうふうな対応するんですか。しないとするならば、やはりあれでしょう、特別扱ってということになりませんか、これ。出ていく先のことできちんとフォローしておかないと、これはね公共の施設に手を入れるっていうことはだめですよ、はっきり言って。

まあこれ3回目でこれ以上できません。で、委員会ではね、所管の委員会ではここらも含めて、むしろ法的な根拠あるということを今市長が答弁してますから、何がそういう答弁をね出てくる根拠なのかと、論拠なのかということを含めて篤と委員会で審査してもらいたいと思いますが、あとまあこれ以上聞けないので、私は今の答弁では、まあ課長はもちろん、今の市長の答弁では納得しません。ですから、また機会をね改めて議論したいと思います。もちろん私ももう少し精査してみますけれどもね。そのことを申し上げたいと思います。もし答弁あったら。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） まあ様々ご懸念される部分もあろうかと思えます。また、こういった形というのは通例ではないという部分も、私も重々承知しております。

先般の市政協議会でもご説明しましたとおり、なかなか民間事業のスケジュール感にこちらが対応していく手段として、今回このような形を選択させていただいております。私自身は様々その施設の利活用、改修も含めて問題がないか、そういった部分は確認した上で今回定例会に提案しておりますので、この後の委員会審査もありますけれども、できるだけ議員の皆様にはご理解いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） これだけの事業をするわけですから、当然しかるべきときにある程度の情報等があればですよ、我々も判断しやすいわけで、今回この本会議で、この後委員会にこの条例が付託されて委員会審査をされると。結果、最終日に委員長報告したときに、質疑並びに質問事項や討論やその他情報が全て出されればいいんだけども、ややもすればそこは対象外でした、審査しませんでしたっていうことで終わる場合が結構多いわけ。

何を聞きたいかというとな、この温泉の歴史を一度振り返ってほしいわけです。当然、当初はこの目的で17億円から8億円をかけて温泉施設を造ったわけですよ。平成10年

の年。あれからだいぶなりますけども、未だに最初の湯井場所は、湯井じゃない、温泉の井戸の温泉井の場所はどうなってるのか。当時大枚のお金をかけて農地として取得して、1反歩400万円前後で購入したはずです。現在どういうふうになってるのか。その辺のところと、お湯を1キロこちらまで引くのにお金がどのくらいかかったか。そういうふうなこともですね、いろいろ審議していただきたいというふうに思うわけです。

それで、男鹿市の温泉2つがこの来年の3月いっぱい廃業するという情報等についても考慮しているものやらどうやら分かりません。ただ昨日のテレビ、NHKのテレビでは、温泉が各地で枯渇しているという状況もあるわけで、ただこの温泉というのは、ああいうふうな火山の山の湯だまりが出てるんでないわけですから、大潟村は依然としてあれでしょう、掘ってちゃんとやってるわけですよ。それで、私らの方も1億まあ何千万円かかければやれるわけですよ。そうすると、これ3年後に準備室がまあ昭和の工業団地へ行った後ですよ、じゃあ元へ戻して温泉をもう一度掘ってやるとなると、建物は直さなきゃいけない、内部の構造は直さなきゃいけない、温泉井は掘らなきゃいけないと等々で、またかかり増しになるというなる、その経緯を少し読みながらやってもらわないとうまくないなと思ってですね、委員会の審査も市長にも副市長にも出て、ちゃんときちんと説明していただきたいと、こう思うわけです。

まあ以上であります。質問というか意見というか、その辺のことをひとつ。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 戸田議員の質問にお答えさせていただきます。

審査の中身等については私の権限じゃありませんので、ちょっとそこの部分の答弁は控えさせていただきますけれども、まさに戸田議員ご指摘のとおり、これまでのグリーンランドの現在に至るまでの経緯というのは非常に私も重要だと思っております。当然、都市公園として整備して以降、追加で温泉施設が建ち、また直売所が建ったりしております。また一方で立派な遊園地あったんですけれども、そういった遊園地がなくなったりだとか、レストラン施設がなくなったりとか、こういった施設のあり方については、その都度、追加・削除という形ではやってきております。ただ、一方では都市公園の今後のあり方っていう部分につきましては、やはり全体的な部分をまあ俯瞰してといただきますか、見た上で、そういった現在、今回の提案につきましてはプレステージの一時的な準備室でありますので、3年半後にはまたその後の利活用というのも考えていかなければいけないというのは当然こちらでも想定しております。かつ既存の施設等についてもど

うしていくのか。そういった部分については、現在、庁内において全体的なグリーンランドのあり方、そういったものについては今後検討していく必要があるのではないかと私自身思っております、そうした部分については、また後の場面場面において議会の皆様にもご説明しながらお話しさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林 悟） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託とします。

【日程第17、議案第64号 潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第17、議案第64号、潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第64号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第64号、潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本日お配りしました説明資料の14ページをお願いいたします。

本条例（案）は、情報通信技術の活用による行政手続等の利便性向上を図るため、条例の関係部分を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、申請等に係る手数料の納付に情報通信技術を利用することを可能とするもので、具体的には、クレジットカード、電子マネー、コンビニ決済及びインターネットバンキングなどによる納付を可能とするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託とします。

【日程第18、議案第65号 潟上市飯田川保健福祉センター設置条例を廃止する条例

【(案)について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第18、議案第65号、潟上市飯田川保健福祉センター設置条例を廃止する条例（案）についてを議題とします。

議案第65号について、当局より提案理由の説明を求めます。筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） それでは、議案第65号、潟上市飯田川保健福祉センター設置条例を廃止する条例（案）についてご説明いたします。

本日お配りしました説明資料の15ページをお願いいたします。

本条例（案）は、潟上市飯田川保健福祉センターの機能を整理及び移管したことにより、当該施設を廃止するものでございます。

当該施設は、平成9年に建設し、築25年が経過しております。その間、各種検診等保健事業の実施拠点機能が他施設へ集約され、また、長らく入浴施設が故障により休止状態である一方、「若竹児童センター」及び「いたがわ児童クラブ」が移転されたことから、施設の機能を整理したものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） 廃止については異論はないですが、廃止の後、活用についてはどう考えてますか。解体するんですか。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えいたします。

現在、潟上市の飯田川保健福祉センターについては、先ほど申し上げましたとおり、若竹児童センターと、また、その中にいたがわ児童クラブが移転されたことから、こういった施設に利用されております。で、若竹児童センターとしての機能も持っておりますので、児童センターとして、今後、児童の施設として中心的に使っていくということでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） 大変失礼しました。若竹関係も移転したという話聞きましたので、再度、質問取り消します。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。9番中川光博議員。

○9番（中川光博） 私もちょうと不明確な点ありましたので、もう一回確認のために質問させていただきますが、飯田川保健センターというと保健福祉センターですので、保健分野のその機能というのは今現在どこにどういうふうに集約されたのかちょっとお尋ねしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） ただいまの中川議員のご質問にお答えします。

飯田川保健福祉センターとしての検診等の機能でございますが、以前は乳幼児健診を飯田川保健福祉センターで行っておりましたけれども、乳幼児健診につきましては、現在、天王館の方で、旧天王保健センターの方で実施しております。また、検診等につきましては、鴻上市の飯田川館、元の飯田川公民館の方を使って実施しております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 9番中川光博議員。

○9番（中川光博） 重ねての質問で大変恐縮ですけれども、今お話しいただいたその機能のほかに、この飯田川保健福祉センターの保健の部門ですけれども、いわばこの飯田川エリアにも住民がいるわけですし、その中枢的な機能ってのはどこが担ってるんですか。今お話しいただいたように、検診だとか云々かんぬんっていうのはいろいろ移行してやってるってことですが、その中枢機能の、まあ情報化社会ということで、いろんなことで今、情報戦略的にいろいろ進みますけれども、住民の皆さんの健康を把握してるってのはどこが把握してるわけですか、これ。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） ただいまの質問にお答えします。

乳幼児健診等につきましては、現在、子育て応援課の方に保健師、栄養士等がおります。で、助産師もおりまして、子ども包括センターですね、そちらの方で実際に行っております。また、成人の検診につきましては、健康長寿課の方で担当、そちらの方にも保健師、栄養士がおりまして、そこで中心的な機能を担っております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 9番中川光博議員。

○9番（中川光博） 分かりました。そうすると、鴻上市の乳幼児も大人も含めたいろん

なデータの集約ってというのは、健康長寿課で行っていると。で、いろんな現地での検診ってというのは、飯田川地区においては旧飯田川庁舎を使ってやっていたらしゃると。こういうことの理解でよろしいですかね。天王エリアの住民の皆さんは、それぞれまた天王は天王、あるいは昭和は昭和、出戸・追分地区は追分地区でそれぞれ検診はやってるかと思うんですが、その集中的に全市民のデータその他の中枢は健康長寿課だと、こういう理解でいいですか。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） 成人の大人の検診等については、健康長寿課の方でデータを収集しております。また、乳幼児について、赤ちゃんですね、それから小学校、18歳までのお子さん等の検診等につきましては、乳幼児につきましては子育て応援課の方で情報を収集して、そちらで集中管理をしております。

それと、先ほど飯田川の検診ということでしたけれど、それは旧飯田川庁舎ではなく、飯田川館ですので公民館の方で実施しておるということでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第19、議案第66号 秋田県及び潟上市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第19、議案第66号、秋田県及び潟上市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題とします。

議案第66号について、当局より提案理由の説明を求めます。渋谷上下水道課長。

○上下水道課長（渋谷比奈子） それでは、議案第66号、秋田県及び潟上市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議についてご説明いたします。

本日お配りしました説明資料の16ページをお願いいたします。

本議案は、生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結することについて秋田県と協議を行うため、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今後のスケジュールとしましては、令和5年度の当初予算（案）に組織設立に関する

予算を計上し、同年3月に連携協約を締結する予定でございます。

連携協約の概要についてご説明いたします。

連携協約は、人口減少社会においても、快適で安心できる暮らしと衛生的な水環境を将来にわたって維持することを目的とし、その実現のための基本方針として、広域的に自治体の事務を補完する官民出資会社を設立し、生活排水処理事業の持続的な事業運営に向けた取組を推進するものでございます。

経費の負担については、令和5年度の当初予算（案）に組織設立のための出資金として110万円の計上を予定しております。

なお、組織の行う業務は、経営戦略やストックマネジメント計画などの策定支援業務、市が発注する設計積算や工事監督等の発注者支援業務、職員の技術研鑽のための研修等の技術継承支援でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑に入ります。質疑ありませんか。15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 16ページの一番下ですが、官民出資会社設立に係る出資予定額が110万円ということで、令和5年度ではこういうことなんでしょうけども、令和6年度以降に本格運用になった場合、まあ恐らくこれ一旦やってしまうと引っ込むってことはできないと思いますので、だんだん大きくなっていくかと思うんですが、その金額については今のところどういうふう考えてるかというのが1点目。

それから2点目として、潟上市が17ページで人材派遣と、このように書いておりますが、今のところ、こう何名ぐらい派遣してということで考えてるものでしょうか。

この2点についてお知らせをください。

○議長（小林 悟） 渋谷上下水道課長。

○上下水道課長（渋谷比奈子） ただいまの質問についてお答えします。

令和5年度で110万円の出資金ということで、それ以降は出資金としての支払いはありません。

人材派遣については、本格稼働が令和6年からになるんですが、6年のときに官の方から役員で3名、社員として4名派遣する予定となっております。で、令和5年度は、その社員については2名ということの予定になっております。で、潟上市から派遣されるというわけではなくって、秋田県、県及び市町村全体での官として令和5年度は社員として2名ということですので、潟上市から派遣というわけではありません。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） その中で、出資の後、今回の100万円きりだよと、こういうお話しでしたけども、ここに配当っていうのがあるんですが、具体的にこれ配当なんてのはあるという想定のもとなんでしょうか。そこちょっと教えてください。

○議長（小林 悟） 渋谷上下水道課長。

○上下水道課長（渋谷比奈子） 株式会社ということでございますので、出資者に対しての配当というのは仕組みとしてあることでございます。ただ、実際にどのくらいの利益が出るのかというのは、やってみなければこう、そのところは分からないところもあるかと思えます。

○15番（菅原龍太郎） 分かりました。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第20、議案第67号 潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第20、議案第67号、潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案第67号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第67号、潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

本日お配りいたしました説明資料の18ページをお願いいたします。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、潟上市有線放送電話施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者となる団体は、「潟上市飯田川下虻川字八ツ口70番地 一般社団法人 潟上市有線放送電話協会 代表理事 門間 勉」でございます。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

有線放送電話協会の概要につきましては、資料下段に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。9番中川光博議員。

○9番（中川光博） ちょっとお聞きしたいのはですね、既に合併して17年、8年になん

なんとしますけれども、ずっとこの有線放送事業ってのは継続されて取り組んでいた  
だいてますけれども、地域全体で考えると有線あるのは飯田川エリアだけっていうこと  
ですけれども、このあたりのことについて、今後のありようですね、どういうふうな展  
望の中で、また今回この指定管理者を指定しながら進めていくかっていうことのこと  
をお尋ねしたいと思います。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

潟上市の有線放送電話事業につきましては、旧飯田川町から引き継いだもので、この  
指定管理者になったのは平成22年からという形で、それまでは直営という形で実施して  
ございました。で、中川議員ご指摘のとおり、飯田川地区のみの施設となっておりま  
す。

で、市政協議会においてもいろいろご指摘ありましたが、施設の老朽化であったり、  
管理してる法人の高齢化であったり、そういった面もございますので、このたび5年間  
の指定管理をお認めいただけますと、この後、その施設のありよう、それから5年先の  
その将来的な見通し、そういったことも試算等しながら、こういった方法があるのかも  
含めて、この5年間で検証していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） 過去に井川の有線との協定だか提携だかっていうニュースが入って  
ましたが、その辺ちょっと説明願えますか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

井川町との、これまでは井川町と直接こう有線電話でやりとりできませんでした  
が、去年、一昨年でしたか、協定によりまして潟上市の飯田川地区と井川の有線電話同士  
でやりとりができるというふうなことに直っておりますので、そういったところでござ  
います。

以上です。

○議長（小林 悟） 5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） 飯田川と井川とお話しできるということは分かりましたが、そう  
いう費用負担というか、全部個人ですか。掛けた人が払うという格好ですか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

費用につきましては、飯田川地区内で1回電話をするものと同じ料金ですので、料金については井川に掛けるものであっても変わらないということでございます。

○議長（小林 悟） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託とします。

【日程第21、議案第68号 井川町・潟上市共有財産管理組合規約の一部変更について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第21、議案第68号、井川町・潟上市共有財産管理組合規約の一部変更についてを議題とします。

議案第68号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第68号、井川町・潟上市共有財産管理組合規約の一部変更についてご説明いたします。

本日お配りしました説明資料の19ページをお願いいたします。

このたびの変更につきましては、組合議員の任期及び共有地の情報を変更するものでございまして、変更にあたっては、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、関係地方公共団体の議決が必要でございます。

変更の内容でございますが、現在4年としている議員の任期を井川町・潟上市それぞれの議員の在任する期間とするもの及び、共有地の情報を変更するものでございます。

なお、この規約は、秋田県知事の許可を受け、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 任期の変更は、まあこれね、議員の在任する期間、これはまず理解できますけれども、（2）の共有地の情報の変更なんですけど、例えばですね桂畑85というところが改正前と改正後では面積が違っているんですよ。これも前の、上の方もほぼそういうふうなことだと思んですけど、これは改めて精密に測り直したからこういう

ふうに変更になったのか。それとも拡大されたっていうふうなことなのか。そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

共有地の面積につきましては、昭和50年に国土調査を実施されておりました、その結果がこの規約に反映されていなかったということをごさしまして、実際の面積については変更になるものではございません。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） そうすれば、以前からの面積が昭和50年の改正というか実施によってですね、実はこういうふうな内容だったということなんですね、そうすれば。面積が大きくなったとかじゃなくて、反映されてなかったと。実際こうなんだということで、ここで今、これ規約を面積のところを変えるということなんですね。それ以上のものはないということですか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

藤原議員ご指摘のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） まあこれどうなのかちょっと分かりませんが、ここの改正後の土地というのは、まあ数字変わってますけれども、これ価格にすれば幾らだとかそういうふうなところまではあれですか、調査してますか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

土地の価格については調査をしておりません。申し訳ございません。

○議長（小林 悟） ほかに質疑。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 今説明も聞いて、今回変更なるということはこの間、第1回目、私もその議員ですので当局の説明ありました。で、面積は昭和50年と、これ聞けるよな、本会議で決着だからね。聞けるやな。本会議で、局長、聞けるよね。いいやな。

○議長（小林 悟） はい。

○7番（堀井克見） で、昭和50年ってば、ざっくりいけば46、7年もなるんだか。半

世紀にはならないでしょうが、47年か8年か、なるね。昭和50年でしょう。今部長がおっしゃるには、昭和50年で面積測って確定はしてあったんだと。しかしながら、組合議会の規則の中で面積変更がされてなかったから、まあ言ってみれば47年ぐらい、50年近くも棚ざらしというか、ほったらかしおかれたと、こういうことでしょう。ああ、ずさんというか、人も時代も何代も代わって、よくこれをベースにしてね、井川とか昭和とかよく会議やって、よしやよしやっていうことでやってきたもんだなど。考えられない実態だよ。飯田川とまずいい。結局、まさに公共のね財産だ。この間、誰がどういふふうにして管理してきたのか、皆目私どもは分からないわけで、まあ総じてみれば面積減ってるでしょう、これトータルしていくとね。だから、この3年、山だわけだ。山に、当然その杉なのか雑木なのか樹木もあるはずだ。50年ってばね大木なって、もう伐採もできる。その間ね面積が分からないという、まあ管理してあったから、その何ていうか、管理規則上というかね、その錯誤でこうなったとは言いつつもだ、どっからどこまでだかっていうのは、その管理と運営管理、恐らくね、これ営林署あたりに丸投げってばちょっと語弊あるかもしれませんが、任せて、切ったり植えたりしてるかもしれない。で、ここらも含めてね、やはり財産であるがゆえに、今回正常な形になるということでしょうけれども、やはりさらっと出してきてね、50年のやつやってねがったから今頼むというふうなことじゃなくしてね、何でこういうふうなね、言ってみれば怠慢も、もう怠慢の親玉みでた話だ。実態としてこういうことが惹起してるのかと。

併せてこれと並行して、さっきも言ったとおり、木って財産だ、これね、財産。どれぐらいのね財産に値する容積っていうんだか、石っていうんだか、ものがあるって、現状はどうなのか。で、今後、このかいわいの森林組合が合併とかね云々というふうなマスコミにも出てますが、そこあたりの関わりの中で、どういう展望なりをしていくのか。やはりここらね併せてやはりきちっとセットで提案をし、そして我々議会のね審査を経るということにならないと、中身分からず、上っ側だけでね、まあ認めてもらったから47年間免罪符だということじゃないだろうと、私はそう思う。だからそこあたりの経緯っていうのが、なぜこういうふうなことになったのか。

併せて、今現状のね財産としての価値、今後の管理方等々について、どういうふうなビジョン、方針を持ってるのか。明快に答えてほしい。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

この件につきましては、10月7日に開催されました井川町・潟上市共有財産管理組合の議会においても、堀井議員も議員でいらっしゃると思いますので、そういったその議会の中でもご協議されたということで伺っております。

で、今回の改正につきましては、事務局であります井川町においてその間違いに気づいたということで、その組合議会の中でもご説明され、それでそれぞれの構成の議会において議決が必要だということを受けまして、このたび提案をしている次第でございます。

で、その財産につきましては、まあ詳細は、面積等はその議案に書いてるとおりでございますけども、今後のありようにつきましては、組合議会の中でこうメインとしてご協議されていくのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小林 悟） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 事実、私もね、この組合の議員としてこの間初めて会議に行った。議席指定のために行ったような話だ。で、今部長が、その間にも協議されたとの。会議終わってからちゃらっとね、井川の町長だな、町長が実はこういうふうな問題があるって。一番大事な問題を会議終わってからね、ちょろ出ししたと。そこで協議するもね会議するも意見述べるも、そういうふうな雰囲気でもなかったし、あれ、こういうふうなことってというのは現状としてあるんだべかと。摩訶不思議と。で、その場で私は、いずれにして正規のときにお尋ねすべきはしますよということを予告してきましたけれども、ただやはりね親議会である、まあ親議会になるのかな、潟上市議会の中で議決を与えるにしても、そこらあたりのやはり検証と将来のビジョンというもの、親議会としての執行者があなた方ね、どういうふうな基本的な考え方の軸足持ってるのか。それ分らないと、いつ会議あるか分がないけど、そちらの方に出席したときに議論すらならないということになるわけだ。だから今、私伺ってるんであって、ただ言えることは、千葉部長さ答えれったってこれ無理だ。無理です。後ろさいるね古仲課長もちらっというあったども、これも無理よ。今年の春からあなた方その所管さ行って、分かるはずもない。で、分かるはずもないことを提案されて、我々も分かるはずもないことを聞けたって聞かれねえ。そして市の代表として出て行って、ただね、めくら判押すようにしてイエスマンで来るのか。これでは余りにもね、やはりどうなのかということなりますから、森林組合だとか森林のやはり再見直しというものを全国的にね進んでいますから、この

機会に今ここで全て赤裸々にすることは無理だ、物理的に。だけれども、やはり問題としてお互いにやはり共有しながらね価値あるものにしていくというふうなことを、やはり思慮深くしていかないといけないのかなと思います。ですからそれ以上の答弁もないし、これ以上聞く気もありませんけれども、いずれにしてめったにないことが起きてるなど。で、今度ね古仲課長、恐らく次の会議にいると思うけれども、私が言った石なんぼあって、今までの管理、現状の状況、将来どういう管理していったって、そしてこの私どもの管理組合なりがどういう形でその財産に関わりもっていくのか聞くから、ちゃんとね、きちっとした検証しておいて説明できる準備しておいてくださいということを相手の方に伝えておいてくださいね。で、今日はこの質疑は大体これでお互いに良しとしなきゃならないだろうと思いますので、そのことだけ約束できますか。課長、課長、行ってる課長から。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいま堀井議員からご指摘があったことについて、事務局であります井川町の方にも伝えまして、この後、その組合の議会もありますので、その前までにただいまの話されたことについて精査しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小林 悟） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） まあ千葉部長ね、それ分かったと。私の今申し上げてること分かったということで受け止めていいですな。

併せて、会議のときに、また先日の会議のようにね、行ったら寝耳に水みたいな資料とお話しいただいても迷惑千万です、はっきり申し上げて。ですから、会議あるとき、事前にきちっとそういうふうな分かるようなね最大限の資料を付して会議の通知を出していただきたいということも重ね重ね、古仲課長、相手の方にお伝えくださいね。で、その資料を精査、勉強してからじっくりいきましょう、その本番で。そういうことを申し上げておきますが、いいすよね、それがね。オッケーだな。どうだ。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまご提言のあったことについては、先ほども答弁いたしました。井川町、事務局である井川町の方にも伝えまして、事前にそういった資料の整理もしていきたいと

いうふうを考えております。

以上です。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩したいと思います。50分まで休憩しますので宜しくお願いします。

午後 2時40分 休憩

.....  
午後 2時50分 再開

○議長（小林 悟） 休憩以前に戻り、会議を開きます。

【日程第22、議案第69号 令和4年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について から 日程第27、議案第74号 令和4年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第22、議案第69号、令和4年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）についてから日程第27、議案第74号、令和4年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第69号から議案第74号までについて、当局より一括して提案理由の大綱説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第69号から74号、潟上市一般会計・特別会計及び企業会計の補正予算の大綱についてご説明いたします。

本日お配りしました説明資料の20ページをお願いいたします。

はじめに、予算規模でございます。

1の一般会計は、補正前の額164億7,203万円、補正額2億646万9,000円、補正後の額166億7,849万9,000円でございます。

前年度12月補正後の予算との対比は、2億9,331万5,000円、1.8パーセントの増でございます。

補正予算の財源でございますが、特定財源が9,660万7,000円、一般財源が1億986万2,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

次の21ページをお願いいたします。

2の特別会計の補正額は、(1)国民健康保険事業377万6,000円、(2)後期高齢者医療23万1,000円の減額、(3)介護保険事業63万4,000円でございます。

3の企業会計の補正額は、(1)水道事業1,940万7,000円、(2)下水道事業624万3,000円でございます。

次のページ、22ページをお願いいたします。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種推進に関する経費と、エネルギー・物価高騰の影響を受ける事業者への支援に要する経費のほか、重点施策「進化する潟上」の創造～3つの力～に基づく事業等について計上しております。

それでは、主な事業についてご説明いたします。

I、新型コロナウイルス感染症及びエネルギー価格・物価高騰対応の(1)新型コロナウイルスワクチン接種事業2,996万9,000円は、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の重症化を予防するため、生後6か月以上4歳以下の乳幼児に対するワクチン接種と、オミクロン株に対応したワクチン接種を実施するものでございます。

乳幼児への集団接種は12月22日から開始することとしており、オミクロン株に対応したワクチン接種については既に10月から実施しております。

(2)放課後児童クラブエネルギー価格高騰対策事業8万円は、エネルギー価格高騰に伴う民間放課後児童クラブの光熱費負担軽減を図るため、潟上市内の施設に対し、利用児童1人当たり2,000円補助するものでございます。

次のページ、23ページをお願いいたします。

(3)保育所等物価高騰対策事業196万5,000円は、エネルギー・食料品価格高騰に伴う民間保育施設等の光熱費や給食費の負担軽減を図るため、潟上市内の施設に対し、利用児童1人当たり光熱費分として7,100円、副食費分として3,240円を補助するもの

でございます。

次に、Ⅱ「進化する潟上」の創造～3つの力～に基づく事業の1「稼げる力」の創造の(1)農業振興事業773万5,000円は、産地間競争に耐えられる経営体や集落営農組織の育成のため、各種支援を行うもので、実績見込みによるものでございます。

次のページ、24ページをお願いいたします。

2の「支える力」の創造の(1)介護給付費・訓練等給付事業等4,284万円は、障がいのある方が地域の中で自立した日常・社会生活を営むために必要なサービスを受ける費用を給付するもので、実績見込みによるものでございます。

(2)福祉医療給付事業2,032万1,000円は、高齢身体障がい者及び重度心身障がい(児)者等の心身の健康の保持と生活の安定を図るため、医療費自己負担分を助成するもので、実績見込みによるものでございます。

(3)子どものための教育・保育給付事業1,481万6,000円は、子ども・子育て支援新制度に基づき、潟上市立施設以外の施設の利用に対する経費を支援するもので、実績見込みによるものでございます。

(4)不妊不育治療費助成事業176万1,000円は、不妊や不育症に悩む方の経済的・精神的負担の軽減を図るため、治療に要する経費を助成するもので、実績見込みによるものでございます。

(5)未熟児養育医療給付事業101万8,000円は、未熟児の健やかな発育を促すため、養育医療にかかる費用の一部を助成するもので、実績見込みによるものでございます。

次のページ、25ページをお願いいたします。

3の「考える力」の創造の(1)戸籍情報システム改修事業473万円は、法務局の戸籍情報連携システムと連携し、本籍地以外の自治体との情報のやりとりや、戸籍証明書等の広域交付などができるよう、システム改修を行うものでございます。

最後に、Ⅲ、その他の(1)公共施設等の光熱水費・燃料費高騰対応8,379万2,000円は、エネルギー価格の高騰に伴い、公共施設や指定管理施設の光熱水費や燃料費、指定管理料を増額するもので、内訳は資料に記載のとおりでございます。

次のページ、26ページをお願いいたします。

今回の補正予算には、繰越明許費補正1件、債務負担行為補正1件、継続費1件を計上しており、内容は記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これで大綱説明を終わります。

**【日程第28、予算特別委員会の設置について】**

○議長（小林 悟） 次に、日程第28、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第69号から議案第74号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号から議案第74号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

**【日程第29、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】**

○議長（小林 悟） 次に、日程第29、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することとしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することに決定しました。

予算特別委員会の委員長には13番西村 武議員、副委員長には6番澤井昭二郎議員を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

なお、予算特別委員会は12月8日及び16日に開催し、併せて各常任委員会からなる予算特別委員会分科会を設置し、12月8日から12日までに詳細審査することといたしますので、ご報告いたします。

**【日程第30、同意第3号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について】**

○議長（小林 悟） 次に、日程第30、同意第3号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦についてを議題とします。

同意第3号について、提出者の説明を求めます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） それでは、同意第3号の湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦

についてご説明いたします。

本日配付いたしました議案書の86ページをご覧ください。

なお、裏面に略歴がございますので、適宜ご覧ください。

それでは、同意第3号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について。

湖東地区行政一部事務組合議会議員に下記の者を推薦したいので、湖東地区行政一部事務組合同規約第5条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 瀧上市昭和八丁目字汲田1番地

氏 名 徳原 一

生年月日 昭和35年2月26日

令和4年11月30日提出 瀧上市長 鈴木雄大

同意のほど宜しくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（小林 悟） 同意第3号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第3号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

【日程第31、陳情第8号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情 から 日程第37、陳情第14号 再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情】

○議長（小林 悟） 日程第31、陳情第8号から日程第37、陳情第14号までを一括議題とします。

陳情第8号から陳情第14号までについては、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号から陳情第14号までについては、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、12月6日火曜日午前10時から本会議を再開しますので、ご参集をお願いいたします。

どうもご苦労様でございました。

---

午後 3時04分 散会